

平成25年度 出資団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成26年1月10日
- 4 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

<p>(1) 現金出納簿の管理について 現金出納簿の管理において、次のとおりの事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>(ア) 小口現金出納簿の日付が繰り返し記号「〃」で記載されていた。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月28日 「〃」記号は使用せず、毎回日付を記入することとした。</p>
<p>(イ) 仮設レンタルトイレの現金出納簿やつり銭有高確認表が鉛筆で記載されていた。また、毎月末において所属課長の確認印が押印されていないかった。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月28日 現金出納簿及びつり銭有高確認表の記入に当たっては、ボールペン等で記載することとし、また、毎月末には所属課長の照合確認印を押印するよう改めた。</p>
<p>(ウ) 「なんでも四日の市」の現金出納簿をパソコンで管理しており、現金の出納の都度記帳し金銭の有り高と帳簿残高を照合できる方式になっていなかった。</p>	<p>【措置済】 平成26年 4月 1日 現金出納簿の記入に当たっては、ボールペン等で記載することとし、また、入出金の都度、所属課長の照合確認印を押印するよう改めた。</p>
<p>(2) 会計伝票について 交通費や謝金の支払いにおいて、請求年月日、領収年月日が記載されていない事例や、請求者、領収者の印が押印されていない事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 平成26年 3月28日 交通費及び謝金等の支払いの際には必ず、請求年月日・領収年月日を記入し、請求者印と領収印を押印することとした。</p>

【生活環境課】

特になし

平成25年度 出資団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

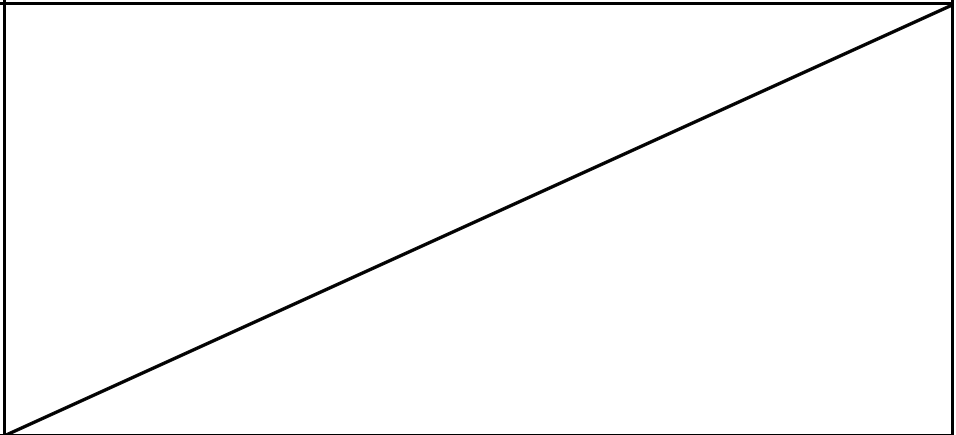
- 1 監査の種類 出資団体監査
- 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
環境部生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成26年1月10日
- 4 監査結果報告 平成26年3月28日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社四日市市生活環境公社】

<p>(1) 交際費について 交際費の運用に基準も規程もなく、経営トップのその時の判断に委ねられており、事故につながる危険性がある。交際費の使用目的・対象や金額枠などの基準・規程を早急に立案し、取締役会の承認を得て、交際費支出の適正性の確保を図ること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成26年 4月 1日 交際費の適正な使用と管理を目的に、相手先、支出金額等の内容を詳細に取りまとめた「交際費規程」を制定した。</p>
<p>(2) 決算分析について 決算分析とその検討が十分に行われているとは見受けられない。決算分析の精度向上とその活用のため、次の取組みを行うこと。</p>	
<p>ア<比較分析> 決算の対計画比・対前年比等を行い、良化要因・悪化要因を抽出することで、決算分析の精度を向上させ、経営上の課題の把握につなげること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年 9月29日 決算分析はこれまで継続的に行ってきたが、企業経営に有効活用できるよう、前年対比で良化・悪化要因を分析する手法を新たに加え、さらに分析の精度を向上させていく。</p>
<p>イ<経営指標> 決算分析の結果数値から、当法人にふさわしい経営指標をいくつか設定し、経年的に追跡・分析するなどして、経営陣がより分かりやすい経営資料を提供すること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成26年 9月29日 公社では、収益性、安全性、生産性、成長性及び損益分岐点の各側面から経営指標を設定し分析を行ってきたが、今後は指標の時系列推移の比較分析を行うなど、経営資料としてより有効に活用できるよう工夫していく。</p>

<p>ウ<部門別収支> 職員一人ひとりが、経営状況を理解しコスト意識を持たなければ、経営改善は見込めない。そのためには、事業部門別の収支表を早期に完成し、部門毎の課題発見や迅速な対応を活性化させることで、部門間での良い競争を促して、全員参加型の経営改善活動につなげること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成26年 9月29日 事業部門別収支表は、毎年作成しているが、現在のものは間接部門のコスト等が反映されていないため、これを各事業部門に適切に配賦した部門別収支を作成し、企業経営に活かしていく。</p>
<p>(3) 自主事業について 自主事業の強化に向けては、株式会社として民間的な1円単位の経営感覚で臨む必要がある。平成21年度から開始した仮設レンタルトイレも、収支が赤字となっている。市場動向の分析を行い、拡大路線をとるならどうという対策を講じるのか、あるいは縮小・廃止路線をとるか、十分に検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成26年 9月29日 今後、作業の効率化と経費の削減はもとより、新規顧客の開拓に向けて営業強化を図る一方、平成29年度末を目途に、事業採算性の見極めと将来の事業の方向性を見出すべく検討を開始した。</p>
<p>(4) 資産運用について(仕組み債の購入の件) 当法人における投機的要素の高い仕組み債の購入は、当法人の「資産運用方針」に違反するものである。新しい経営陣が、その損害補填等を当該役員に求め、1,600万円の補填金を回収した取組みはある程度評価できるが、将来の再発予防を含めて、次の2点を十分反省したうえで、以下の改善を行うことを強く求める。 (ア) 当法人役員1名の独断購入としてその損害補填を求めたが、平成17年度決算報告を受けた時点で、仕組み債購入は確認していたはずの他の取締役が、違反を追及することなく、その後も何年かに亘り多額の仕組み債を購入し続けたことを許容した責任を再認識すること。 (イ) 平成17年7月から平成17年度の決算報告までの間の購入分に関しては、少なくとも総務担当の取締役は、その支払決裁時に疑義申立てや支払停止を行うべき責任があったことを再認識すること。</p>	
<p>ア 決裁書や取締役会の記録がないということは、無決裁であり取締役会は開かれていないと判断されることを再認識し、過去の記録の再調査と今後の記録(日時・押印も忘れないこと)の保存を厳重徹底すること。 【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成26年 4月 1日 過去の記録については既に調査済みであるが、当該資産運用に係る取締役会の議事録及び有価証券購入決裁文書等を、資産運用記録として取りまとめた。今後においては、運用に際し、取締役会で承認を得るための手順書を作成し、運用状況の記録に適正を期するとともに、その管理・保存の徹底に努めていく。</p>
<p>イ 損害額全額補填の追求のみに終わるのではなく、資産運用事故を中心に社内の違反に対して、その予防を大目的として、当事者、上司等関係管理監督者、取締役それぞれの責任と注意を喚起し、また、公平な責任負担を徹底するため『罰則規程』を早急に整備し、取締役会の承認を得ておくこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成26年 4月 1日 本資産運用事故の前轍を踏まないよう原因を究明するとともに、再発防止策を策定し不正防止体制の整備を図った。また、公平な責任負担については、取締役に違反行為があった場合は、会社法の規定に従い、厳正に対処していく。</p>

<p>ウ 当法人の規模及び業務内容から見て、過大な現金預金を保有していると判断される。事業目的を再確認し、余剰資金の発生を防ぐため、現有の3億8,000万円余の現預金額の削減と年々4,000万円～5,000万円の利益計上をカットするため、委託料の大幅な引下げを実施すること（設備の更新は減価償却引当見合いの資金を充当できる）。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成26年 9月29日 現在の資産や負債の状況を踏まえると、現在の現預金保有高は固定資産の更新及び将来にわたる職員の退職金等の準備資金として必要な額であり、今後、当該資金見合いを別途管理し、適切な資産運用を検討し対応していく。</p>
<p>エ 投資有価証券について、必要な項目を網羅して毎期末に簡便・確実に照合チェックできるよう、管理票の様式を改めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成26年 4月 1日 銘柄別に元金及び利金の受取額と入金日を明確にし、また、入金日と年度末に所属長が確実に照合チェックができるよう、管理票様式を改めた。</p>
<p>(5) 経営姿勢について（余剰資金を生まない経営へ） 巨額の余剰資金を保有し、活用をしなればと勇み足した結果の今回の事故を深く反省すること。 自分達のし尿処理サービスを行うことに市税や手数料を支払っている市民は、当法人が多額の利益を計上することを望んでいない。また、配当や法人税を支払うことも理解し難い。 し尿収集サービスについて、その対象世帯は減少を続けている。本市は、そのサービスを最後の一軒まで提供する義務があるが、これを委託業者に直接に依頼しても業者の経営持続が困難と判断し、当法人の運営を開始したと理解できる。すなわち、事業縮小・撤退の方向下でも、良質で低コストのサービスを市民に提供し続ける「縮小均衡経営」こそ当法人の経営姿勢の重大ポイントであって、巨額の余剰資金を積み上げることが目的ではない。「組織の簡素化」・「諸経費の削減」など経営改善を図るとともに、余剰資金を生まないレベルまでの「委託料等の引下げ」を早急に実施し、経営体質の改革を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成26年 9月29日 公社では昨年、第三セクター（市40%、民間60%出資）としての社会的使命を果たしつつ、将来に向け持続可能な企業としての基盤整備を図るため「公社の今後のあり方」をとりまとめた。その中で、業務体制の整備、組織の機能強化、健全で効率的な財政運営等を主要課題として整理し、しっかりとした経営基盤の構築を重点目標に掲げて、現在、鋭意取り組みを進めている。この取り組みを通して、今後の公社を取り巻く環境の変化への対応力を強化し、健全経営を維持していけるよう継続努力していく。</p>
<p>【生活環境課】</p>	
<p>(1) 委託料の精査について 当法人の事業は、本市からの委託事業が大部分を占めている。公共性の高い当法人の収支バランスが適正なものとなるよう、委託金額の妥当性について、原価計算に基づき精査・引下げをすること。同様に、上下水道局にも委託料の精査・引下げについて申し入れること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成26年 4月 1日 平成26年度委託契約については、予算積算において精査を行い、諸経費率を減じる措置を行った。また、上下水道局にも委託料の精査・引下げについて申し入れを行った。</p>